

別表（第12条関係）

（1）施設使用料

ア 会館の全体を使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

区分		使用時間	午前9時 ～正午	正午～午 後1時	午後1時 ～午後5 時	午後5時 ～午後6 時	午後6時 ～午後10 時	冷暖房使 用料1時 間につき
ホール	入場料 を徴収 しない 場合	平日	円 11,450	円 ※2,290	円 14,720	円 ※2,940	円 17,990	冷房 5,450 暖房 4,090
		土曜日						
		日曜日	円 13,910	円 ※2,780	円 17,990	円 ※3,590	円 22,090	
		休日						
	入場料 を徴収 する場 合	平日	円 22,910	円 ※4,580	円 29,450	円 ※5,880	円 39,270	
		土曜日						
		日曜日	円 27,820	円 ※5,560	円 39,270	円 ※7,840	円 49,090	
		休日						

本表中※部分の使用時間を含む前後の使用時間を連続して使用しようとする場合は、当該連続する使用時間の使用料から※部分の使用料を控除する。ただし、※部分の使用時間のみの使用は、許可しない。

イ 時間外の使用、舞台面又はリハーサル室のみを使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

時間外	午前8時～午前9時	午前9時から正午までの使用料の額に100分の20を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
	午後10時～午後11時	午後6時から午後10時までの使用料の額に100分の20を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、

		その端数を切り捨てる。)
舞台面のみ		アの使用料の額に100分の20を乗じて得た額（その金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
リハーサル室	午前9時～午後5時	1時間につき 260円
		冷暖房使用料1時間につき 360円
	午後5時～午後10時	1時間につき 310円
		冷暖房使用料1時間につき 410円
時間外の使用は、やむを得ない場合で、1時間に限る。リハーサル室の使用は、他のホールの使用者がいない場合に限り、1時間未満の使用は1時間とみなす。		

(2) 設備等使用料

設備等の名称	単位	使用料
舞台大小道具	1回1点につき	10,000円以内で市長が定める額
舞台照明器具	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額
舞台音響器具	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 休館日の使用については、土曜日、日曜日、休日の使用料を適用する。
- 3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 使用者が入場料を徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき(会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合、その他これに準ずる場合をいう。)並びに営業の宣伝その他これに類する目的を持って無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとみなして使用料を徴収する。
- 5 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。